

法務省民二第80号  
令和6年1月26日

日本土地家屋調査士会連合会会長 殿

法務省民事局民事第二課長  
( 公 印 省 略 )

令和6年能登半島地震の災害復旧における境界標識の保存について（依頼）  
標記地震による被災地域において、今後、がれきの除去や倒壊家屋の撤去等の復旧作業が見込まれるところですが、復旧作業の実施に当たっては、土地の境界を示す境界石、コンクリート杭、金属鋳等の境界標識は土地の位置、境界を確認するために重要な役割を果たすものですので、これらについても可能な限り保存するよう関係作業機関等への周知を依頼しました。

ついては、貴会会員が土地関係の相談等に当たる場合にも、この趣旨を踏まえて対応をされるよう関係者に周知方配慮をお願いします。